

令 7 さ建協 発 第 34 号
令和 6 年 8 月 7 日(木)

一般社団法人さいたま市建設業協会
会員各位

一般社団法人さいたま市建設業協会
会長 斎藤恵介

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（お知らせ）

時下の候、会員各位に於かれましては、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
当協会の事業推進にあたりまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、周知方についてさいたま市建設局技術管理課より、
通知がありましたので、お知らせいたします。
詳細につきましては、当協会ホームページより、ご確認くださいませようよろしく
お願いいたします。

◆一般社団法人さいたま市建設業協会ホームページ

<https://saitamashi-kenkyo.com/news/member/813/>

以上

一般社団法人さいたま市建設業協会
事務局
TEL 048-863-3203 FAX 048-863-1794
E メール：hombu@saitamashi-kenkyo.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 7 日

関係各団体の長 様

さいたま市建設局技術管理課長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

日頃から、技術管理行政の推進にご理解・ご協力を賜り、お礼申し上げます。

このたび、令和 7 年 8 月 1 日付けで国土交通省不動産・建設経済局長から「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（国不建推第 19 号、国不建振第 87 号、国官参建第 42 号）が、通知されました。

つきましては、上記通知の趣旨及び内容をご理解いただくとともに、下請契約における適正な工期の確保、適正な請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底等に努めていただくよう、貴会会員に対しより一層のご指導をお願いいたします。

また、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないことに留意のうえ、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮するよう貴会会員に対しご指導をお願いいたします。

【問い合わせ先】

さいたま市 建設局 技術管理課 技術管理係

TEL：048-829-1515（内 3593）

FAX：048-829-1988

E-mail: gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp